

不備のある一般特惠 (GSP) 原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を提出するようにしてください。

○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はGSP特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもGSP特惠税率の適用が認められません。

【GSP原産地証明書】

平成29年1月1日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点			
全項目共通		明らかな印字の誤り	有効			
		英語、フランス語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。		
原産地証明書の真正性	様式	規定された様式 (FormA) ではない原産地証明書	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。(2枚目に印影がある場合は有効。)		
		白地のもの、彩紋のないもの又は用紙規格が相違している原産地証明書			特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。	
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書				
		原本でない原産地証明書の提出				
		有効期間が経過した原産地証明書			災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。	
	発給機関の証明	印影の脱落				
		印影が不鮮明				必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		発給年月日の脱落				
		発給番号の脱落				特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。
	輸出者の申請	輸出者署名の脱落				輸出者が申告していることが明らかな場合は有効。
		原産国、作成地の脱落				
		申請日の脱落				
	その他	発給国の脱落			有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。
		輸出後10日程度の発給				
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)に限る。但し、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。		
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落				
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない				
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落(メーカーズインボイス番号の記載を含む)				
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落				
	数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違				
包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落					
品名	インボイスとの相違又は脱落					
貨物の原産性	HS番号(特惠基準がWの場合)	輸入申告における適用税番との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は有効。	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。		
		脱落			数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
	特惠基準	脱落				
		特惠符号の相違				

【自国関与証明書／累積加工・製造証明書】

真正性	証明書の添付漏れ	無効	特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。
	原産地証明書と異なる発給機関によって発給されたもの		
	発給番号の相違又は脱落	有効	原産地証明書に当該証明番号が記載されている等、つながりが確認できる場合に限る。